

令和8年7月1日
国 税 庁

「令和8年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達（案）に対する意見募集の結果について

「令和8年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達（案）については、令和8年4月14日から令和8年5月13日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、22通の御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

1 御意見の提出状況

○ インターネットによるもの	22 通
○ 郵便等によるもの	0 通
合 計	22 通

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方
(別紙参照)

番号	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
1	<p>避難指示区域内の土地等以外の財産の評価額も0とすべき。</p>	<p>本通達案は、令和8年中に相続等により取得した避難指示区域内の土地等及び令和8年中に相続等により取得した株式等を純資産価額方式により評価する場合における避難指示区域内の土地等の価額の評価について、令和7年分までと同様に、路線価等を定めることが困難な状況にあることから、その価額を「0」として差し支えないこととするものです。</p> <p>なお、当該避難指示区域内の土地等以外の財産の価額の評価については、原則として、平成23年10月13日付課評2-27ほか2課共同「東日本大震災の発生日以後に相続等により取得した財産の評価について」（法令解釈通達）及び昭和39年4月25日付直資56、直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）の定めに基づき評価することとなります。</p>
2	<p>この通達は毎年出されているが、毎年出す理由があるのか。</p> <p>また、毎年同じ通達を出すのに、パブリックコメントをする理由があるのか。</p>	<p>本通達案は、令和8年中に相続等により取得した避難指示区域内の土地等及び令和8年中に相続等により取得した株式等を純資産価額方式により評価する場合における避難指示区域内の土地等の価額の評価について、令和7年分までと同様に、路線価等を定めることが困難な状況にあることから、その価額を「0」として差し支えないこととするものです。</p> <p>そして、この状況にあるかどうかは、その範囲を含めて、今後変わり得ることから、本通達案においては、令和8年中に相続等により取得したものを対象とするとともに、行政手続法第39条の規定による意見公募手続（パブリックコメント）を実施しています。</p>

(参考) 1 今回の意見公募手続に付した法令解釈通達（案）に関する御意見のみ掲載しています。

2 「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しています。